

憲法

新井 誠（広島大学教授）

設例ア 成年で選挙人名簿に登録された X は、自分自身の判断で候補者を選び、投票用紙に自書する能力がありながら、精神的原因により家から出られず、所定の投票所に赴くことができないため、20XX 年の参議院議員選挙で投票できなかった。X は、精神的原因を理由とする投票困難者に関し、（一定の身体障害者には認められる）在宅投票制度等の選挙権行使の機会を設けないことが違憲であるとして、国家賠償法上の損害賠償請求を考えている。「違憲である」とする X の憲法上の主張の当否について検討しなさい。

設例イ 地方公共団体の財政難を理由に、ある地方公共団体では、選挙の投票所を現在の 5 分の 1 程度に削減することを検討している。これには、いかなる憲法上の問題が生じるのか、指摘しなさい。

設例ウ 現在の参議院議員選挙では、1 度の選挙で 1 名のみ選出可能な選挙区（青森、群馬、山口等）と、複数名選出可能な選挙区（東京、大阪、愛知等）とが同時に存在する。また、都道府県選挙区が原則的に採用されるなかで、鳥取・島根と、徳島・高知のみ合区選挙区となっている。これらには、いかなる憲法上の問題が生じるのか、指摘しなさい。

行政法

松戸 浩（立教大学教授）

A 市（以下「市」）は宅地開発指導要綱を定め、市内で建築物の建築その他の開発行為を行う者に対し、同要綱に従い開発協力金の負担を求めてきた。甲はその所有地内に建物を建築することを計画し、そのために市との事前協議に臨んだところ、市から本件開発に関する開発協力金の納付を求められた。甲がその根拠を問うたところ、市の職員は、開発協力金の支払は同要綱に定められているものであり、皆協力しており支払われなかった前例もないので支払うようにと述べた。開発協力金の出費を想定していなかった甲はその納付に納得できない旨を述べると共に、協力金の支払とは別に建築確認を先に受け付けてくれないかと再三にわたり要求したが、市の職員は、要綱によれば建築確認申請をするためには覚書の締結が必要であり、そのためには開発協力金の払込みが必要であると応じた。その後の事前協議が 1 か月に及ぶに至り、甲は、このままでは建築確認手続が進まないと判断して、後で開発協力金の返還を求めると言明しつつも、結局開発協力金を納付して市と覚書を締結し、後に建築確認通知書の交付を受けた。その後甲は開発協力金の返還を求めたが、市は、開発協力金は寄附であって納付義務はなく、一旦寄附されたものは返還できないと返答した。そこで甲は市に対し開発協力金相当の損害賠償を求める訴訟を提起すると共に、予備的に不当利得返還訴訟を提起した。

甲は、市が開発協力金の納付を求めることは違法であると考えているが、これについて行政法上どのような主張ができると考えられるか。同要綱の条文を以下に掲げるので適宜参照されたい。また市においては、国の行政手続法（以下「法」）と同様の内容の行政手続条例が定められているものとする。

【参照条文】A 市宅地開発指導要綱

第 5 条 開発者は、都市計画法、宅地造成等規制法及び建築基準法等の法令に基づく許認可申請（届出又は確認申請等を含む。）に先立ち、市長に事前協議を申し出て、この要綱に基づく指示に従うものとする。

第 6 条 開発者は、開発区域の内外における必要な公共施設を、この要綱に定めるところに従い、開発者の負担をもって整備し、かつ、本市が事業計画に基づき行う整備事業のための費用等を、別に定める基準に従い、提供するものとする。

第 32 条 この要綱に基づくすべての協議事項が成立したときは、市長と開発者において覚書を締結し、その原本を提示のうえ、開発行為等のための法的手続を行うものとする。

公共施設の整備のための費用を市に納付する場合には、覚書締結の際に全額納付するものとする。

なお別表では、上の条文にいう費用である開発協力金の金額の算出基準が開発行為毎に定められている。

民法

都筑満雄（南山大学教授）

A は B 銀行に普通預金口座を有している。2021 年 1 月 12 日に A が死亡し、A を息子 C と D が相続した。A の相続財産には B に対する普通預金債権が含まれている。以下の問いに答えなさい。なお、各問いは独立している。

（問い 1）相続開始時点でこの預金残高が 6000 万円であったとして、D は B に対して次の請求をすることができるか。

（1）A は死亡する 3 年程前に認知症になったため、同居していた C はこれ以降 A の財産を管理していた。D はちょうど 2 年前にこの普通預金の残高が 1 億円あったと記憶していたため、この残高は予想外であった。そこで、D は、この差額を C が使用したのではないかと疑い、B に対して、この口座について 2019 年 1 月 12 日から 2021 年 1 月 12 日までの取引経過の開示を求めた。

（2）ワインコレクターの D は、相続開始後まもなく、市場にめったに出回らない超高級ボルドーワインを発見した。何としてもこれを手に入れたいと思った D は、その購入代金にあてるため、B に対してこの普通預金口座から 30 万円を引き出すことを求めた。なお、C と D との間の遺産分割協議はまだ始まっていない。

（問い 2）E は 10 年ほど前に A と取引をしたことがあり、その際にこの A の普通預金口座に振込を行った。E は新たに店舗を出店するため、A と同姓同名の F が繁華街に有する建物の 1 階部分を借りることにした。しかし、E は、2019 年 3 月 20 日、取引先の G 銀行に対して、H 銀行の F の口座とすべきところを、誤ってこの A の口座への敷金および権利金 1000 万円の振込依頼を行ってしまった。残高がほとんどなかったところにこの入金記帳がなされた A の口座に対して、A に 3000 万円の債権を有する I が公正証書に基づき差押えを行った。E と I の間の法律関係について論じなさい。

商法

鈴木隆元（岡山大学教授）

P は、ペットショップを営むことを目的とする Q 株式会社の設立を企図し、発起設立の方法で設立手続を開始した。

P は設立中の Q 社のためとして、A との間で設立事務を行うための事務所を賃料 10 万円で賃借する契約を締結した。この賃貸借契約締結に際し、P は設立中の Q 社のためとして不動産仲介業者 B に媒介依頼をなしており、媒介報酬は 2 万円である。Q 社の原始定款には設立費用として 10 万円が記載されており、必要な検査役の調査を経ている。

その後、P が 1200 万円、C と D が 400 万円ずつを払い込み、P を唯一の設立時取締役とする Q 社の設立登記がされた。

問 1 Q 社が成立した時点で、A への賃料も、B への報酬もともに支払いがされていない。A・B は、それぞれ、P あるいは Q 社に対し支払いを求めることができるか。

R 株式会社は、ホームセンター 2 店舗およびペットショップ 1 店舗を営んでいる。Q 社成立直後、P は、Q 社を代表し、R 社との間で、R 社のペットショップ店舗に属する、店舗の名称・得意先関係・ノウハウ等を含む一切の事業を総額 4000 万円で譲り受ける契約（以下、「本件契約」という）を締結した。本件契約では、Q 社は当初 2000 万円を支払い、残金を 5 年にわたり分割払いすることとされ、R 社は地域を問わずペットショップ事業を行うことができるとされている。また、本件契約により R 社が Q 社に譲り渡す資産の帳簿価格は、R 社の総資産額の 9 分の 2 に相当する。本件契約につき、Q 社では株主総会の特別決議を経ていたが、R 社においては、株主総会決議はなく、総株主の同意もない。

問 2 本件契約の効力について検討しなさい。

民事訴訟法

渡部美由紀（名古屋大学教授）

Xは、Yとの間で金銭消費貸借契約を締結し、Yに1000万円を貸し付けた。これについては、XとZとの間で保証契約が締結された。弁済期限を過ぎてもYが金銭を支払わないため、XはYに対して貸金返還請求訴訟（前訴）を提起した。

(1) 前訴において、Xは請求認容確定判決を得た。

(a) 前訴の事実審口頭弁論終結後に、Aは、前訴判決の存在を知らずに、YのXに対する債務（主債務）を併存的に引き受けた。その後、AはXに対して主債務につき債務不存在確認請求訴訟（後訴）を提起した。後訴において、Aは主債務の不存在を主張することができるか。

(b) Yに資力がないことを知ったXは、改めて、Zに対して保証債務履行請求訴訟（後訴）を提起した。後訴において、Zは主債務の不存在を主張することができるか。

(2) 前訴において、Xは請求棄却確定判決を得た。その後、XはZに対して、保証債務履行請求訴訟（後訴）を提起した。後訴において、Zは前訴判決を援用して請求棄却判決を得ることができるか。

刑法

豊田兼彦（大阪大学教授）

友人関係にあった X と Y は、S 市の飲食店で、たまたま知り合った Z と意気投合し、3 人で飲食した後、T 市に行って飲み直すこととし、X、Y がそれぞれ自動車（X 車、Y 車）を運転し、Z が X 車に同乗して、一般道路を走行して T 市に向かった。X と Y は、互いに相手の速度を意識して自車を高速度で走行させ、抜きつ抜かれつのカーチェイスをしていたが、交差点を進行するにあたり、互いの自動車の速度を競うように高速度で走行するため、交差点に設置された対面信号機が赤色を示していたのに、いずれもこれを殊更に無視し、X が時速約 111km で交差点内に X 車を進入させ、左方道路から信号に従い進行してきた A 運転の自動車（A 車）に X 車を衝突させた。Y も、X 車が交差点内に進入した直後に時速約 100km を超える速度で交差点内に Y 車を進入させ、そのまま交差点を通過した。X 車が A 車に衝突した結果、A が重傷を負い、A 車に同乗していた B が死亡した。

X と Y は、交差点に進入する際、互いに、相手が交差点において赤色信号を殊更に無視する意思であることを認識しながら、相手の運転行為にも触発され、速度を競うように高速度のまま交差点を通過する意図で、赤色信号を殊更に無視する意思を強め合っていた。X 車の助手席に同乗していた Z は、X と Y が高速度で競うように走行することや赤色信号を殊更に無視して交差点を高速度で通過することを黙認し、カーチェイスを楽しんでいた。

X、Y、Z の罪責について論じなさい（ただし、道路交通法違反の点を除く）。

刑事訴訟法

清水 真（明治大学教授）

市に在住する X からの「妻が自宅内の階段から転落して頭部から出血している」旨の 119 番通報により X 方自宅に臨場した 市消防局救急隊員 W らは、X の妻 V を 病院急性期外来に搬送したが、その途中、V は「無理に話そうとしないように」との W による説得を制して酸素マスクを自ら外し、「日頃の夫からの暴力がエスカレートしたので、家出をしようとしたら突き落とされたのです」と述べた。V は、 病院に緊急入院後、外傷性硬膜下血腫で死亡した。W は、 病院待合室の一角で、「救急出動記録」を記載し、その中で V の言い残した上記供述を書き留めた。この「救急出動記録」は、傷病者搬送終了の直後、出動要請を受けた時刻・臨場時刻・搬送終了時刻、傷病者氏名・性別・傷病の内容、傷病者及び現場に関して特記すべき事項を記載することが 市消防局の内規で定められており、W も V を 病院医師・看護師に引き継いだ直後に記載を終えている。「事件性が疑われる」との W らの通報を受けた所轄警察署刑事課では、黙秘権告知の上で X の被疑者取調をしたところ、自白が得られたものの、犯行の細部に曖昧さが残った。そこで司法警察員 K は、X を犯行現場である自宅に引致し、X の説明に基づき X 役の司法警察職員が V に見立てたダミー人形を階段から落とす犯行状況を再現させ、別の司法警察職員が当該犯行再現写真を撮影し、K が作成した実況見分調書に当該写真 8 葉を添付した。

W の作成した「救急出動記録」中の V の供述に証拠能力はあるか。要証事実を X が V を転落させた状況だとする場合、K の作成した実況見分調書に添付された犯行再現写真につき、証拠能力はあるか。